

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 第2次回答

管理番号	144	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

高齢者虐待通報における明らかに自立した高齢者への対応方法の見直し

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

警察庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

警察庁生活安全局長、警察庁長官官房長、警察庁刑事局長から、令和4年12月15日付で各都道府県警察の長あてに通達された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について(通達)」(警察庁丙人少発第21号、丙教厚発第109号、丙生企発第122号、丙刑企発第69号、丙捜一発第12号)を修正するとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、虐待を受けた65歳以上の高齢者のうち、明らかに自立した者については他法の管轄に通報や案内をするよう、周辺法(DV法、刑法、民法等)を整備し、その結果を警察をはじめとする周辺法を管轄する省庁に周知すること。

具体的な支障事例

65歳以上の高齢者については、法に則り虐待通報受理後に事実確認を行うが、警察等関係機関からの通報の多くは被害にあった高齢者が養護される必要のない(たとえば就労中の方等)自立した高齢者が含まれる。国通知に基づく警察からの通報では、被害にあった高齢者自身が事実確認に応じなかったり、DV法のシェルターなど明らかに他法の支援領域に合致する事が多く、支援機関の変更等が発生することで高齢者自身の負担も増すことが散見している。

判断に迷う状態の高齢者については高齢者虐待として対応するが、地域包括支援センターの負担が増している現状の中で、明らかに自立した高齢者についても高齢者虐待防止法で謳っている事実確認や養護者支援の対応をすることでさらに負担が増している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

被害にあって警察に通報をした本人に対し、地域包括支援センターが事実確認のために連絡をすると、連絡してきたことに対して不満を持ち、事実確認自体を拒否されてしまうことが多々ある。事実確認自体が困難となることで地域包括支援センターの負担が増し、時間がとられ他の業務にも支障をきたしている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現行の通達内容に、明らかに自立した高齢者を高齢者虐待防止法の対象外とし、65歳以上でも自立した高齢者はDV法等で対応することを明記し、修正した内容を通達をすることで、自立した被害者は適切な支援機関につながる。DV支援機関や法テラスなどの支援が必要な自立した被害者であれば、被害者の希望によって、シェルターに避難したり、弁護士に代理行為を依頼するなど早急な対応につながるができる。また、支援が不要な被害者であれば、本人の望まない介入を避けることができる。結果として、被害にあった高齢者も警察も地域包括支援センターや自治体職員も負担が軽くなり業務の効率化につながる。

根拠法令等

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
老人福祉法
障害者虐待防止法
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
刑法
民法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、盛岡市、花巻市、木更津市、川崎市、相模原市、海老名市、名古屋市、小牧市、高知県、熊本市

○当市においても、自立した高齢者の夫婦間において発生した喧嘩の延長による事案（双方が被害者であり加害者）が多数通報され、対応に苦慮している。

○当市では、警察からの通報受理件数に対して、ほとんどが非虐待として判断されている。その非虐待として判断された件数の内、自立高齢者の割合が多くを占めている。自立高齢者であっても受理会議で虐待判断を行う必要があり、業務負担が増えている。また、担当包括は非虐待判断であっても自宅訪問で確認する等の業務も行っており、負担は大きい。自立高齢者についてはDV法等の別法律で管轄する必要があると考える。

○当市でも65歳以上の高齢者については、法に則り虐待通報受理後に事実確認を行うが、警察等関係機関からの通報の多くは被害にあった高齢者が養護される必要のない自立した高齢者が含まれる。警察からの通報では、被害にあった高齢者自身が事実確認に応じなかったり、DV法のシェルターなど明らかに他法の支援領域に合致する事が多く、支援機関の変更等が発生することで高齢者自身の負担も増すことが散見している。判断に迷う状態の高齢者については高齢者虐待として対応するが、地域包括支援センターの負担が増している現状の中で、明らかに自立した高齢者についても高齢者虐待防止法で謳っている事実確認や養護者支援の対応をすることでさらに負担が増している。

○当市においても提案団体と同様の支障事例があり、明らかに自立した高齢者については他法の管轄に通報や案内をするよう、周辺法（DV法、刑法、民法等）の整備が必要であると考え。

○明らかに自立した高齢者の場合でも虐待通報事案として報告が入り、事実確認を行っている。

各府省からの第1次回答

現行の高齢者虐待防止法において、養護、被養護の関係にない65歳以上の夫婦間での暴力等については対象としていないが、発見及び相談・通報段階では、「現に養護する者」であるかの判断が難しいケースもある。このため、警察も含め通報者に対して、「明らかに自立した高齢者」かどうかの判断を求めることは難しく、一律に法令上の虐待通報対象から外すことは、高齢者の権利利益の擁護や高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を推進するという法の目的・趣旨からも適切とはいえないと考える。

また、国マニュアル（※）において、相談・通報の受理段階では、まずは「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、事案に応じて適切に、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応やDV防止法の所管課等へつなぐ等の対応が必要であることをお示しているところ。

警察においては、上記法の目的・趣旨に基づいた警察庁通達に沿った通報をしているところであるが、市町村等において、より柔軟な通報受理等の連携が図られるよう、虐待対策所管部局に対して、国マニュアルの内容や警察が通報の判断に迷う場合に、市町村等と相談の上対応している等の参考例等を周知してまいりたい。

（※）厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和7年3月）

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市区町村においては、現行の高齢者虐待防止法に基づき、養護者による高齢者虐待に関する通報があった場合、虐待行為が養護者によるものか否か判明しないものも含め、日々対応している。また、養護者による高齢者虐待でない場合も、必要に応じて高齢者虐待防止法に準じた対応を行っている。

しかし、高齢者が警察に相談した意図が十分に尊重されておらず、自立した高齢者の夫婦間において発生した喧嘩等、明らかに虐待ではない事案についても警察から多数通報を受けている（当区において、令和4年度、令和5年度に警察から通報のあった事案のうち、約7割が高齢者虐待に該当しない事案であった）。通報を受けた

以上は、事実確認を行う必要があるが、事実確認を受ける高齢者は不要に家庭内の事情に干渉されることにより、苦情になるケースも少なくない。また、DVの可能性も考えれば、不要な事実確認を経ずに、適切な支援機関へ早急に繋ぐことが第一であり、高齢者の意思の尊重や円滑な支援体制の構築に繋がると考える。

国のマニュアルに、虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判断が難しいとあるが、就労している高齢者等、自立した状況にある場合には、何らかの世話をする養護者は存在しないと見なすことも可能である。人生100年時代と言われるようになった昨今、高齢者の生活様式が多様になり、自立した高齢者が増加したことは疑う余地がない。このような状況を踏まえると、明らかに高齢者虐待防止法の対象外となる事例を整理し、必要に応じて関係法を確認したうえで、迅速かつ適切な支援先に繋げ、すべての高齢者の権利侵害を長引かせないことが重要であると考えます。

加えて、警察が判断に迷う場合には、通報前に市町村と相談のうえ対応するよう参考事例とともに周知をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

現行の国マニュアル(※)においてお互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等を想定し、「養護者に該当しない場合(養護、被養護の関係にない65歳以上の夫婦間での暴力等)」は、高齢者虐待防止法の直接の対象とならず、事案に応じて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や刑法等により対応することとなると整理しているところ。

厚生労働省と警察庁が連携し、上記の整理について、警察と自治体間の共通認識が図られるよう周知を行うと共に、警察が通報するか判断等に迷う場合の市町村等への事前相談の実施や、警察が高齢者から通報を受けた場合に当該高齢者に対して、自治体職員が訪問する可能性がある旨を説明する等、高齢者への円滑かつ適切な支援につなげるための取組について、周知してまいりたい。

併せて、自治体の皆さまには、円滑な通報及び通報受理により、支援が必要な当事者に対する迅速且つ適切な支援の実施につながる支援体制の確保に向け、警察との連携・協力体制構築の促進を改めてお願いすることとしたい。

(※)厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和7年3月)

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 第2次回答

管理番号	210	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

家庭ごみ一時集積所に排出されるごみの持ち去り行為を行った者への対応に係るガイドライン等の策定

提案団体

津市

制度の所管・関係府省

警察庁、法務省、環境省

求める措置の具体的内容

家庭ごみ一時集積所に排出されるごみ(特に金属や古紙などの資源ごみ)の持ち去り行為を行った者へ対応するにあたっての考え方・具体例などの提示を求める。

具体的な支障事例

家庭ごみ一時集積所に排出される資源ごみ(特に金属や古紙)を、金銭目的で買い取り業者へ持ち込む行為(以下、「持ち去り行為」という。)は、自治体のリサイクル資源による財源に影響を与えるとともに、資源循環型社会の妨げとなっている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理は市町村が統括的な責任を有し、廃棄物の適正処理を行う中で、資源ごみの持ち去り行為は、廃棄物の処理(資源ごみの売払いによる財源)への影響や不法投棄、市民のごみ分別に対する意識の低下に繋がる可能性がある。このような中、家庭ごみ一時集積所において、ごみの所有者(占有者)によって排出されてから市町村又は市町村の委託業者によって収集される間の資源ごみの所有権(占有権)がどこに帰属するのか、また持ち去り行為への対応については、条例制定など自治体によってその対応にバラツキがある。このような状況が、一部の悪質行為者が、場所を変え、持ち去り行為を継続させる温床となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

家庭ごみ一時集積所に排出される資源ごみ(特に金属や古紙)の持ち去り行為を行う者に対する不審感や、持ち去り行為の際の危険な行為(危険運転や暴言など)に対する恐れを抱いている市民から、自治体や警察に通報が多々ある。さらに、通報を受けた関係者は、その対応に追われることになり、事務負担の増加にもなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

持ち去り行為の対応等の考え方が明確となることにより、持ち去り行為への対応が迅速化、不適正処理防止(持ち去り行為の減少)等による生活環境保全及び公衆衛生の向上と循環型社会形成の促進が図られる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条、第6条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、上尾市、浜松市、名古屋市、半田市、豊中市、兵庫県、熊本市

○資源回収当日7時から9時は自治会より当番が立っているが、前日夜間や当日9時以降は当番不在となるため、持ち去りが発生するリスクは存在している。資源物の店頭回収を実施する店舗の増加や新聞の販売店回収、詰め替え用商品の普及等もあり、資源物の回収量は減少の一途をたどっており、持ち去りによる回収量の減少量は、回収量に応じて交付する補助金にも影響を及ぼすこととなる。資源物の所有権は市にあり、持ち去りは窃盗に該当することは周知しているが、持ち去り行為を行った者へ対応するにあたっての考え方・具体例などが提示されれば、より強い持ち去り禁止の意識の醸成と周知が図られることが期待される。

○当市においても持ち去り行為を規制する条例制定を検討しており、所有権についても統一的な考え方があると助かる。

○ごみ集積所における不燃物排出の中から、資源として価値のあるもの（鉄屑等）をあさり、持ち去るケースが散見されている。当市は現行犯を確認できれば指導しているが、その対応では有効的な対策とは言えない。

○当市においても、地域のごみステーションから金属類や小型家電、空き缶といった資源物の持ち去り行為が多発しており、市民から目撃情報が毎週通報されている。また、持ち去り行為者の中には集団（複数の車両）によって地域を巡回し、持ち去り行為をしているケースが見受けられ、市民が安心してごみ出しできる環境を脅かしている。地域のパトロールを実施し、持ち去り行為を現認した際に警告を行ったり、条例に基づき勧告、命令を行っているが、近年では職員を見ると逃げ出したり、警告書の受け取りを拒否するケースも多く、持ち去り行為への取り締まりに苦慮している。金属類や小型家電、アルミ缶など持ち去りが目立つごみに対して、ステーション収集に限らず、市内環境センターでの受け入れを開始する等持ち去り行為を防ぐ対策を講じているが、今後、更なる効果的な対策の検討、実施が必要である。

○当市においても、資源物の持ち去り行為が常態化しており、条例により資源物の所有権を市とし、市以外の者が収集・運搬することを禁止している。現在、法には規定がないため、持ち去りに対するガイドラインは必要と考えます。

各府省からの第1次回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、一般廃棄物の処理については市町村の自治事務とされており、一般廃棄物の収集について、どのような種類の一般廃棄物を分別して収集するか、収集場所も含めどのように収集するかについては、各市町村において実情に応じて判断されるべき事項である。

また、①いわゆる資源ごみについても、どのような種類を対象としてどのような方法で収集するか等については、各市町村が地域の実情に応じて判断すべきものであること、②提案のある所有権の帰属については、具体的状況等により個別に判断される事項であること、③持ち去り行為に対する犯罪の成否については、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべきものであることから、提案にあるガイドライン等の策定のような形で、持ち去り行為を行った者への対応に関する考え方を一般的にお示しすることは困難である。

環境省においては、既に平成29年度及び令和4年度に全市町村を対象とし、「資源ごみ」の持ち去りに関する調査を実施し、公表しているところであり、各市町村が資源ごみの持ち去り事案に対してどのように対応・対策を行っているかの例や資源ごみの持ち去りを規制する条例等の制定状況（条例における集積所等に出された廃棄物の所有権の整理も含む）等についてとりまとめ、資源ごみの持ち去り事案に対する対応の具体例等を紹介することで、各市町村における地域の実情に応じた取組の推進を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省回答では「資源ごみ」の持ち去りに関する調査を実施、公表することで各地域における取組の推進を図っているとのことだが、回答で示された平成29年度及び令和4年度に全市町村を対象とした、「資源ごみ」の持ち去りに関する調査については、平成29年度の調査において条例等を制定している市町村の割合は22.7%、令和4年度の調査においては23.6%と条例等の制定は進んでいないように思われる。

回答内にある「各市町村において実情に応じて判断されるべき事項」とあるが、「資源ごみ」の持ち去りは全国的な問題となっており、リサイクル行政に少なからず支障を来している。

本市も条例を制定し、看板設置による禁止啓発、職員による情報収集パトロール（自治会や周辺住民への聞き取り、監視カメラの設置など）や取り締まりパトロール（持ち去り行為を確認し、その場で行為者を確保し、警告書や禁止命令書を発行）を行っているが、持ち去りは行われ続け、住民等から自治体や警察へ通報が入り、対応に苦慮することが多い。また、条例で罰則規定を設けているが、持ち去り行為者の特定が難しく、抑制につながっていない現状があり、自治体のみで対応では限界があると考えられる。

不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上と循環型社会形成の促進のために、自治体の取組みを支援していただきたく、検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【名古屋市】

持ち去られたものに関する買取行為の規制について、持ち去り行為を減らす上で効果的であると考えているが、持ち去られたものの判別が難しく、業界団体もないため働きかけができない。また、条例による買い取り規制の場合、市外の業者への売却まで規制することが難しい。その中で、銅線ケーブルなどの盗難に対処するために金属盗対策法が閣議決定されたと認識している。特定金属として銅を対象とするようだが、アルミ缶をはじめとする銅以外の金属くずについても各都市における規制が難しいことから、金属盗対策法の対象にアルミ缶も含めるなど国による働きかけを求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、提案にあるガイドライン等の策定のような形で、持ち去り行為を行った者への対応に関する考え方を一般的にお示しすることは困難であるとともに、対応の具体例等については既に令和4年度調査等において紹介している。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律では、昨今の金属盗の被害状況に鑑み、法の規制対象となる特定金属として、法律で銅を明記しつつ、その他の金属については政令で定めることとしている。現下の犯罪情勢に鑑みれば、銅以外の金属を特定金属として指定する必要までは認められないと考えるものの、他の金属を特定金属として指定する必要があるかどうかについては、その時々々の犯罪情勢に応じて不断に検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 第2次回答

管理番号	254	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

銃砲刀剣類の登録手続きに係る全国統一的なシステムの構築

提案団体

奈良県、青森県、福島県

制度の所管・関係府省

警察庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類(以下「銃砲刀剣類」という。)の登録手続きに係る全国統一的なシステムを構築すること。

具体的な支障事例

銃砲刀剣類の所有者が住所を変更した場合や所有者の変更を行った場合、所有者は登録証を交付した都道府県教育委員会又は都道府県知事(以下「都道府県」という。)に届け出る必要があるが、特に都道府県をまたがってこれらの変更が行われた場合の手続きが煩雑であり、対応に苦慮している。
登録証の再交付手続きにおいても、登録審査会で現物確認審査したものが登録原票と一致しなかった場合、当該銃砲刀剣類のデータをすべての都道府県に送付し、一致するものがないか照会を行う必要があるなど、全国の都道府県職員に事務負担が生じているだけでなく、照会手続きに相当の時間を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

全国統一的なシステムが構築され、オンラインで手続きが完結することで、登録手続きに係る事務の効率化が図られるとともに、迅速な手続きが可能となる。

根拠法令等

銃砲刀剣類所持等取締法第 15 条、第 16 条、第 17 条
銃砲刀剣類登録規則第8条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、埼玉県、石川県、静岡県、宮崎県、沖縄県

○明確な特徴のある銃砲刀剣でない限り、全国照会によって一致する登録が見つかるケースは稀であるが、文化庁により照会の手続が定められており、照会する都道府県・照会を受ける都道府県ともに事務量の負担が大

きく、対応に相当の時間を要している。また、行政上の照会手続等のために、当該銃砲刀剣の所有者である県民を一定期間待たせることとなり、県民にも不利益が生じている状況が認められる。

○銃砲刀剣類の登録手続き(新規・所有者変更等)に係る事務処理軽減が必要。

○各都道府県への現物確認の依頼手続きにかかる時間短縮や簡略化が可能となる。

各府省からの第1次回答

銃砲刀剣類の登録制度の創設以来、登録の手続き等については国において法令によって規定しているが、その事務は都道府県に委任されているところであり、登録を行う主体は都道府県の教育委員会等となっている。地方分権の理念に従い、文化財保護行政についても地方への権限の委譲を推進しているところ、国においては最小限の登録手続きについて規定したうえで、実際の登録事務については各都道府県における裁量を大きく認めてきたところである。そのため、現状として、各都道府県における登録状況について、国は年度ごとに登録件数のみ報告を受けているに過ぎず、登録情報のデータベース化も含めた情報の管理は各都道府県において実施されていると承知している。

提案のあったシステムの構築のためには国が各都道府県における登録情報を網羅的に把握する必要があることや、各都道府県における登録事務の裁量を制限することは地方分権の理念に逆行しかねないと考えが、「具体的な支障事例」に記載のある状況の解消のための方策について、国においても引き続き検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回求めている措置(全国統一的なシステム構築)は、一連の登録手続きのうち、現在各都道府県がそれぞれのシステムにデータ登録・管理している登録内容を、全国統一のシステムで一元管理することとし、各都道府県がそのデータを入力するとともに、照会・確認できるようにするシステムの構築である。

データ管理する登録内容は、銃砲刀剣類所持等取締法による捜査協力の照会にも使用されるため、国で登録事務を行っていた当時から変更は無く、全国で同じ内容であると思われる。統一システムの目的、効果を理解したうえで、都道府県が統一システムに登録する事項を現在の登録事項から選択可能とするなど、工夫次第で、回答のような裁量が制限されるということにはならないと認識。

回答いただいた内容のように、登録情報のデータベース化については、各都道府県において実施されていることと料するが、全国統一のシステムで一元管理することで、都道府県間のやりとりが不要となり、事務の効率化が図られる。

一元管理するにあたっては、全国統一されたシステムへのデータ移行作業等の課題があることも認識しているが、それは一時的なものであり、移行後の事務作業軽減の効果やシステムの構築・維持費用を鑑み、都道府県の事務的・経済的負担の軽減の面や申請者の利便性向上の面から、大変有益なものとする。

なお、前述のとおり銃砲刀剣類所持等取締法に係る捜査協力のデータ照会もあるため、警察署からもデータ照会が可能とした場合、都道府県の刀剣登録担当のみならず、警察事務の軽減にも寄与することができると考える。

このため、本提案に係る登録事務の負担軽減に資するよう、前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

「具体的な支障事例」に記載のある状況については、国における統一的なシステムの構築が必ずしも必要なものではなく、各都道府県間での情報共有が円滑になされることによって一定解消されるものであると考えられ

る。また、仮にシステムが構築されても、全ての都道府県が現有のデータを完全にシステムに移行する作業を完了しない限り、本来の機能を十全に発揮することができず、逆に複数の確認作業が必要となるリスクがある等の課題がある。

他方、今回の提案を踏まえた上で、文化庁においては各都道府県の銃砲刀剣類登録事務担当者の連絡先一覧を作成・共有したところであり、また、年内には各都道府県における登録事務の具体的な支障に関する調査を実施する予定としている。連絡先一覧の活用状況や今後の調査も踏まえ、各都道府県における銃砲刀剣類の登録にかかる負担が軽減するよう、引き続き検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 第2次回答

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思う。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間
- ・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間

また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続きに時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続きにはすぐに対応できない。

各府省からの第1次回答

回答については別紙。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

別紙のとおり

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岩手県】

【家畜商法（家畜商）】

講習会の実施にあたっては、家畜商法等で講習内容及び時間数が定められている他、講習会の参加者は、開催都道府県民だけではなく、開催県以外からの参加者もいる状況であり、さらに免許の効力は全都道府県に及ぶことを踏まえると、地域による講習内容の違いは受講者にとって実効性を伴っておらず、地域の実情を受講内容に反映させる必要性は低いと思われる。

また、開催状況は、都道府県により毎年開催、隔年開催、近隣県との持ち回り開催など様々であり、実情を反映させるとしてもその習得機会も不均衡となっているところ。

なお、国では、令和6年3月28日付5畜第3034号「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」にて、家畜商講習会のオンライン化を進めるよう通知があったところでもあることから、国がオンライン講習会を開催できれば、受講者にとっても居住地に関わらず受講できる他、免許の効力にあった一律の講習が受講できるメリットがある。

【家畜改良増殖法（人工授精師）】

資格付与に当たって必要となる講習会及び試験については、各都道府県の実態に応じて講習会を実施することが望ましいものの、現行の法律、規則においては、家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、都道府県等が実施した講習会の合格証や住民票等の書類を住所地を所管する都道府県知事に提出することとなっていることから、国が資格の付与を行うことができるものと考え。

ただし、国が資格の付与を行う場合、各都道府県が免許取得者の状況を把握するための仕組みが必要である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国統一試験で運用されている国家資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一して制度整備を行うべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。

国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続きができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。

外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。

【行政書士】

合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答で示したい。

【調理師】

資格登録に係る事務は都道府県において共通の運用がされており、試験事務においても多数の都県は指定試験機関に委任しているため、共通の運用がされている実態がある。このような実態を踏まえ、現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

また、専門調理師が調理師の上位資格であることを理由に資格付与者を区別していることについては、合理性を欠くと考えられるのではないか。

【全国通訳案内士】

全国通訳案内士に対する指導取締りについては、資格登録事務を国や外部団体等が行うこととし、資格保有者に関する情報を国から都道府県に共有することで、引き続き都道府県による指導取締りの実効性を確保できるのではないか。

都道府県が資格登録事務を行わずとも、地域のニーズに合った全国通訳案内士の育成や活躍の場を確保する取組は可能なため、国や外部団体等が資格登録事務を実施することについて検討いただきたい。

現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

各府省からの第2次回答

回答については別紙。